

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	日本電気株式会社 （代表取締役執行役員社長 新野 隆） 法人番号 7010401022916
住 所	東京都港区芝5-7-1

2. 措置期間

平成30年5月13日～平成31年5月12日（12か月）

なお、当該人は、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条（3）に該当し、措置期間を2倍としている。

また、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2に該当し、措置期間を2分の1としている。

3. 事実概要

当該人は、中部電力株式会社が発注したハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の受注について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月15日付けで、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7899